本件事業の完成により、尾道市と三次市との間に高速交通ネットワークが形成されることから、自動車交通の高速化及び定時性の確保が図られることが認められる。また、高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線や高速自動車国道中国縦貫自動車道と接続することで、より広域的なネットワークが形成されることから、観光圏の拡大や農産品等の販路拡大等が期待されるなど、沿線地域の産業、経済及び文化の発展に寄与するとともに、自然災害発生時等における一般国道184号の代替機能を果たすことが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である広島県知事が「環境影響評価の実施について」(昭和59年８月閣議決定）等に基づき、平成８年10月に、大気質、騒音等に関する環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については一部環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁を設置することにより環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降新たに得られた知見を踏まえ、起業者が、平成21年５月に環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて、任意で上記環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するものとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）による国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ並びに環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバの飛翔が確認されているが、営巣が確認されていないこと、周辺の土地には同様の生息環境が広く残存することなどから影響は小さいとされている。また、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているヒメヒカゲ、絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているナゴヤダルマガエル、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているカスミサンショウウオ、メダカ等が確認されているが、起業者は、ナゴヤダルマガエル及びカスミサンショウウオについては、有識者等を交えた自然環境対策検討委員会の助言及び指導を受け、工事に起因する濁水対策並びに必要に応じて個体の移設及び侵入防止柵の設置等を行い、ヒメヒカゲ、メダカ等についても、工事に起因する濁水対策を行うなどの適切な措置を講ずることとしている。植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているケナガシャジクモ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているオグラコウホネ、イヌセンブリ等の生育が確認されており、起業者は、工事施工前に確認調査を行い、工事による改変区域で生育が確認された種について個体の移植及びその後のモニタリング調査の実施を行うなどの適切な措置を講ずることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が72箇所存在するが、このうち59箇所については発掘調査を完了しており、現地保存が必要な遺構等は発見されていない。起業者は、残る13箇所についても広島県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、尾道市と三次市との間における高速交通ネットワークの形成を主な目的とし、道路構造令による第１種第３級の規格に基づき２車線又は４車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成８年11月７日に都市計画決定され、平成18年８月７日に変更決定された都市計画と、一部区間の幅員及び車線数等を除き、基本的内容について整合しているものである。なお、本体事業は、４車線の事業として都市計画決定されているところ、２車線又は４車線の事業として施行するものであり、２車線区間については、都市計画決定された区域の範囲内において、上り線側ルート又は下り線側ルートにおいて施行するものである。上下線のルートについては、土工量、トンネル及び橋梁の施工延長並びに事業費等、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行することとされており、適切なものと認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、尾道市と三次市との間における高速交通ネットワークの形成が必要であると認められるとともに、できるだけ早期に一般国道184号の安全かつ確実な代替機能の確保を図る必要があると認められる。

また、本路線の沿線自治体の長等からなる中国横断自動車道尾道松江線建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　広島県三次市役所

○国土交通省告示第三百十四号

貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第八条第三項及び第二十八条第二項の規定に基づき、標準国際利用航空運送約款（平成二年運輸省告示第五百九十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

第十条の見出しを「（生動物の受託制限）」に改め、同条を次のとおり改める。

第十条　生動物は、荷送人があらかじめその旨を明告するとともに、品目及び性状その他必要な事項を航空運送状及び国際航空運送協会の生動物規則で定める生動物証明書に記載し、かつ、当該規則に定める梱包方法その他必要な手段を講じた場合に限り、受託することができる。ただし、当該規則に定める運航者例外規定（運送人が利用する航空運送事業者に係るものに限る。以下同じ。）により受託を禁止しているときは、受託しない。

第十条の次に次の三条を加える。

（危険品の受託制限）

第十条の二　次の各号に掲げる危険品は、荷送人があらかじめその旨を明告するとともに、品目及び性状その他必要な事項を航空運送状及び国際航空運送協会の危険品規則で定める危険物申告書に記載し、かつ、当該規則に定める梱包方法その他必要な手段を講じた場合に限り、受託することができる。ただし、当該規則に定める運航者例外規定により受託を禁止しているときは、受託しない。

一　火薬類

二　ガス（高圧ガス、液化ガス、溶解ガス、深冷ガス）

三　引火性液体

四　可燃性固体、自然発火性物質、水との接触により引火性気体を発生する物質